

公共下水道工事施工承認に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条に規定する公共下水道管理者以外の者が行う工事（以下「法第16条工事」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 施工者

法第16条の規定により承認を受けて公共汚水ます及び取付管並びに公共下水道本管の延伸工事等を行うことができる者は、当該工事を施工する能力があると認められる者とする。

第3 要件

事業は、次の各号の要件をすべて備えたものでなければならない。

- (1) 栃木市公共下水道の計画に添ったものであること。
- (2) 公益社団法人日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」に基づいた設計施工であること。
- (3) 都市計画法、建築基準法、その他関係法令及び栃木市宅地開発指導要綱に適合していること。
- (4) 対象とする土地等に事業者以外の権利者がある場合は、その承諾を得たものであること。
- (5) 地元利害関係者の承諾を得ていること。
- (6) 地下埋設物が存在する場合は、その管理者との協議が整っていること。
- (7) その他公共下水道管理者が必要と認めたもの。

第4 手続

- 1 法第16条工事を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、その内容を明らかにした書類を添付して、下水道工事承認申請書（様式第1号）

を公共下水道管理者に提出しなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに実地調査等必要な調査を行い、法第16条工事を施工する能力並びに申請に係る必要性並びに種別、規格及び構造等を審査の上、承認する。
- 3 公共下水道管理者は、前項の承認をしたときは、下水道工事承認通知書（様式第2号）により申請者に対し通知する。

第5 承認の条件

法第16条工事の承認に当たっては、その設計、施工、監督、第三者に対する損害への対応等について、必要な条件を付するものとする。

第6 承認の変更

- 1 申請者は、承認を受けた法第16条工事の内容を変更しようとするときは、下水道工事変更承認申請書（様式第3号）を公共下水道管理者に提出しなければならない。
- 2 公共下水道管理者は、前項の規定による申請があった場合は、変更内容を審査の上承認する。
- 3 公共下水道管理者は、前項の承認をしたときは、下水道工事変更承認通知書（様式第4号）により申請者に対し通知する。

第7 申請の取下げ

申請者は、第4条第3項及び第6条第3項で承認を受けた申請を取り下げる場合は、下水道工事承認申請取下書（様式第5号）に施工承認書を添えて公共下水道管理者に提出すること。

第8 工事目的物の引継ぎ

- 1 申請者は、法第16条工事が完了したときは、公共下水道管理者に対し、下水道工事完了検査依頼書（様式第6号）により、速やかに工事の完了検

査を依頼しなければならない。

- 2 公共下水道管理者は、前項の規定による依頼があった場合は、速やかに検査をし、完了検査合格の場合において、検査結果通知書（様式第7号）により申請者に通知しなければならない。
- 3 申請者は、前項の依頼に基づき公共下水道管理者が行った完了検査の結果、適正と認められた場合（以下「完了検査合格の場合」という。）は、公共下水道管理者に対し、下水道施設寄付申請書（様式第8号）を提出し、目的物等を引き渡すとともに、当該引渡しの時をもって、所有権を公共下水道管理者に帰属させなければならない。
- 4 公共下水道管理者は、申請者から前項の所有権移転に係る下水道施設寄付申請書（様式第8号）を受理したときは、速やかに申請者に下水道施設引受書（様式第9号）を通知するものとする。

第9 公共下水道施設への放流

申請者は、前条に規定する下水道施設引受書の通知を受けるまでの間は、原則として公共下水道施設への放流を行ってはならない。

第10 私道の公共下水道施設の取扱い

私道に整備された本管に取付管を新たに接続する場合には、下水道工事施工承諾書（様式第10号）を下水道工事承認申請書（様式第1号）に添付するものとする。

第11 費用負担

法第16条工事に要する費用は、申請者の負担とする。

第12 補修の請求

- 1 公共下水道管理者は、公共汚水ます等の所有権移転の完了の日から3年以内に当該引渡し物件等に破損等の不都合が認められた場合は、申請者に

対し補修を請求するものとする。

- 2 申請者は、前項に規定する引渡し物件等に係る破損等の不都合から生じる損害について、公共下水道管理者又は第三者に対し賠償の責を負うものとする。

第13 私道における工事

私道において、本工事に起因する諸問題が発生した場合は、申請者及び施工者の責任において解決すること。

第14 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に公共下水道管理者が定める。

附則

この要領は令和7年8月1日から施行する。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。